

設計時施工技術検討会設置要領

(目的)

第1条 本要領は、橋梁やトンネル等の構造物や仮設工法などについて、施工する上でより現場条件にあった設計、工法を検討するため、設計業務の委託期間中において設置する「設計時施工技術検討会」（以下「技術検討会」とする）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公所長は必要に応じて当該公所内に技術検討会を設置することができる。

(技術検討会の組織等)

第3条 技術検討会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 会 長 公所長が(2)に掲げる委員のうちから指名する。

(2) 委 員 公所長が准公所を含む課長以上の職にある者の中から必要に応じて指名する。

2 会長は、特に専門的な意見が必要と認めるときは、専門的知識を有する者をアドバイザーとして技術検討会に出席させることができる。

3 アドバイザーの派遣は、別途締結する覚書に基づき行うものとする。

4 当該設計業務の受注者は、技術検討会に出席することができる。

5 派遣にあたっての費用は、福島県旅費条例等の規定に準ずるものとし、旅費及び報償費を設計業務の委託費に計上するものとする。

(技術検討会の所掌事務)

第4条 技術検討会は、事務局から提出された資料を基に、次に掲げる専門的な検討を行う。

(1) 建設工事等の設計に関すること

(2) 建設工事等の施工に関すること

(3) 前2号に定めるものの他、必要な事項

(検討結果の公表)

第5条 技術検討会により検討した内容については、ホームページ等に公表するものとし、また、土木部内での積極的な情報共有を図るものとする。

(技術検討会の運営)

第6条 技術検討会は、必要の都度会長が招集する。

2 技術検討会の事務局は、公所又は准公所の当該担当課が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるものの他、必要な事項は会長が別途定める。

附 則

本要領は、平成27年4月28日から適用する。